

牟礼村・三水村合併協議会

第2回会議資料

期 日 平成16年8月25日(水)

会 場 飯綱福祉センター

第2回牟礼村・三水村合併協議会 次第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 協議事項
 - 議案第12号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて..... 1 頁
 - 議案第13号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて..... 6 頁
- 4 提案事項
 - 議案第14号 地方税の取扱いについて..... 1 2 頁
 - 議案第15号 一般職の職員の身分の取扱いについて..... 1 8 頁
 - 議案第16号 地域審議会の取扱いについて..... 2 2 頁
 - 議案第17号 条例、規則等の取扱いについて..... 2 6 頁
 - 議案第18号 字の区域及び名称の取扱いについて..... 3 3 頁
 - 議案第19号 慣行の取り扱いについて..... 3 5 頁
- 5 その他
 - (1) 今後の予定について
 - (2) その他
- 6 長野地方事務所長あいさつ
- 7 閉 会

議案第 12 号

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおりとする。

平成 16 年 8 月 25 日提出

牟礼村・三水村合併協議会会長 遠 山 秀 吉

議会の議員の定数及び任期の取扱い

牟礼村及び三水村議会へ意見を求め、協議会において決定する。

協議調書

協議項目№	6	提案日	平成16年8月25日	協議日	平成年月日	確認日	平成年月日
協議項目	協議の議員の任期及び定数の取扱い						
事前協議結果	法定合併協議会において協議する。						
新設合併（対等合併）							
区分	合併特例法を適用しない場合	定数に関する特例（合併特例法第6条）を適用する場合	在任に関する特例（合併特例法第7条）を適用する場合	先進事例			
1 合併関係市町村の協議の議員の身分	合併関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の協議により、合併後2年を超えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。	合併自治体 新市町村名 あさぎり町 千曲市 東御市 あわら市 郡上市 久万高原町 新上五島町	適用特例・期間 在任特例 " 1年1ヶ月 " 1年8ヶ月 " 7ヶ月 " 1年4ヶ月 定数特例 在任特例 " 1年9ヶ月 " 1年9ヶ月	定数等 法定数 22名 選挙区設置 南木曾町 11名 大桑村 11名	備考
2 任期	設置選挙の日から4年（地方自治法第93条第1項）	設置選挙の日から4年（地方自治法第93条第1項）	合併後2年を超えない範囲で協議で定める期間	県内協議会（提案中も含む）			
3 定数	地方自治法第91条第2項に基づく合併市町村の人口（地方自治法第254条）区分ごとの上限数の範囲内で条 例で定める。 地方自治法第91条第2項 人口1万以上2万未満の町村 22人 人口...官報で公示された最近の国勢調査人口又は、これに準ずる全国的な人口調査の結果による人口。（地方自治法第254条）	設置選挙により、地方自治法第91条第2項の定数の2倍を超えない範囲で定数を定めることができる。 この特例による定数は、解散、総辞職等によって議員がすべてなくなつたときは、地方自治法第91条の定数に復帰する。（合併特例法第6条第1項）	地方自治法第91条の定数を超えると きには、当該数をもって合併市町村の議会の議員定数とし、議員に欠員が生じたときは、または議員がすべていなくなつたときは、これに 応じてその定数は第91条の規定に いたるまで減少する。	協議会名 木曾南部 佐久市・臼田町・浅科村・望月町 信州新町・中条村・小川村 中野市・豊田村 本城村・坂北村・麻績村・坂井村	適用特例・期間 原則 原則 原則 在任 原則	法定数 22名 選挙区設置 南木曾町 11名 大桑村 11名 法定数 34名 法定数 34名 法定数 22名 選挙区設置 信州新町 11名 小川村 6名 中条村 5名 法定数 26名 法定数 22名 法定数 18名 法定数 16名 選挙区については、検討中	
4 選挙期日	設置の日から50日以内（公職選挙法第33条第3項）	設置の日から50日以内（公職選挙法第33条第3項）	選挙を行わない。				
5 補欠選挙の適用	有	有	無				
6 選挙区	条例で選挙区を設けることができる。（公職選挙法第15条第6項）（合併後、最初に行われる設置選挙に限り、選挙区ごとの議員の定数は、人口に比例しないで定めることができる。（公職選挙法施行令第9条）						

(参考資料)

議会議員の定数及び任期等に関する法令(抜粋)

地方自治法(昭和22年 法律第67号)

(市町村議会の議員の定数)

第91条 市町村議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の市町村議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

(4) 人口1万人以上2万人未満 22人

(第1号から第3号及び第5号から第11号は記載省略)

(任期)

第93条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。

(人口の定義)

第254条 この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による。

市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年 法律第6号)

(議会の議員の定数に関する特例)

第6条 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を増加することができる。ただし、議員がすべていなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

(議会の議員の在任に関する特例)

第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。

(1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間

(議会の議員の退職年金に関する特例)

第7条の2 市町村の合併の日の前日において合併関係市町村(当該市町村の合併が、市町村の区域の全部又は一部の編入を伴うものであつた場合においては、当該市町村の合併により編入受れた区域が当該市町村の合併前に属していた合併関係市町村に限る。)の議会の議員であつた者(同日において当該合併市町村の区域に住所を有していた者に限る。)のうち、当該市町村の合併がなかつたものとした場合における当該合併関係市町村の議会の

議員の任期が満了すべき日（以下この項において「任期が満了すべき日」という。）前に退職し、かつ、その在職期間が12年未満である者で、当該在職期間と当該退職した日の翌日から任期が満了すべき日までの期間とを合算した期間が12年以上であるものは、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第161条第1項の規定の適用については、在職期間が12年以上である者であるものとみなす。

- 2 前項の規定の適用を受ける者に対する地方公務員等共済組合法第161条第2項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同項中「150分の50」とあるのは、同表の下欄に掲げる割合に読み替えるものとする。

在職期間が8年以上9年未満の者	150分の33
在職期間が9年以上10年未満の者	150分の37
在職期間が10年以上11年未満の者	150分の41
在職期間が11年以上12年未満の者	150分の45

地方公務員等共済組合法（昭和37年 法律第152号）

（退職年金）

- 第161条 退職年金は、地方議会議員が在職12年以上で退職したときに、その者に給するものとする。
- 2 退職年金の年額は、在職期間12年以上13年未満につき、標準報酬年額（退職の日の属する月以前の地方議会議員であった期間1年間における掛金の標準となった標準報酬月額（第166条に規定する標準報酬月額をいう。第162条第2項において同じ。）の総額をいう。以下この条において同じ。）の150分の50に相当する金額とし、12年以上1年を増すごとに、その1年につき、標準報酬年額の150分の1に相当する金額を加算した金額とする。
- 3 在職期間50年をこえる者に給すべき退職年金の年額は、在職期間50年として計算する。
- 4 退職一時金の支給を受けた者でその後再び地方議会議員となったものに退職年金を給する場合には、退職年金の年額は、前2項及び次条の規定により算定した金額から当該退職一時金の基礎となった在職期間の年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）1年につき標準報酬年額の100分の1.4に相当する金額を控除した金額とする。

公職選挙法（昭和25年 法律第100号）

（選挙の単位）

第12条 （第1項から第3項は記載省略）

- 4 市町村の議会の議員は、選挙区がある場合にあつては、各選挙区において、選挙区がない場合にあつてはその市町村の区域において、選挙する。

（地方公共団体の議会の議員の選挙区）

第15条 （第1項から第5項、第7項、第9項は記載省略）

- 6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）については、区の区域をもつて選挙区とする。
- 8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

（一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙）

第33条（第1項、第2項、第4項、第5項は記載省略）

3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。

公職選挙法施行令（昭和25年 政令第89号）

（人口に比例しない議員の定数）

第9条 市町村の配置分合又は境界変更があった場合においては、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないで定めることができる。

議員定数等調べ

市町村名	人口（人） （H12.10.1 国勢調査）	法定上限数（人）	条例定数（人）	議員1人当たりの 住民数（人）
牟礼村	7,536	18	16	419
三水村	5,526	18	16	307
新町村	13,062	22		
信濃町	10,391	22	18	577
豊野町	10,005	22	18	556
小布施町	11,460	22	18	637
山ノ内町	15,900	22	20	795
坂城町	16,830	22	18	935
白田町	15,962	22	18	887
軽井沢町	16,181	22	20	809
御代田町	13,412	22	18	745
真田町	11,453	22	18	636
富士見町	15,392	22	18	855
南箕輪村	13,404	22	16	838
松川町	14,070	22	18	782
高森町	12,528	22	18	696
波田町	14,432	22	18	802

（資料：平成14年度版 長野縣市町村ハンドブック）

議案第 13 号

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおりとする。

平成 16 年 8 月 25 日提出

牟礼村・三水村合併協議会会長 遠 山 秀 吉

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

牟礼村及び三水村農業委員会へ意見を求め、協議会において決定する。

協議調書

協議項目№	7	提案日	平成16年8月25日	協議日	平成年月日	確認日	平成年月日
協議項目	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い						
事前協議結果	法定合併協議会において協議する。						
1	現在の地域の面積、区域内の農地面積及び農家戸数						
	区分	牟礼村	三水村	合計			
	両村の区域の面積	3985ha	3546ha	7531ha			
	両村の区域内の農地面積	805ha	971ha	1776ha			
	農家戸数	787戸	931戸	1718戸			
2	現在の農業委員の委員数及び任期						
	区分	牟礼村		三水村		合計	
(1) 委員数	選挙による委員の条約定数(現委員数)	15人(11人)	15人(15人)	30人(26人)			
	選任による委員の数(農委法第12条)	(第1号委員) 農業協同組合推薦 1人 (第2号委員) 議会推薦 4人	(第1号委員) 農業協同組合推薦 1人 (第2号委員) 議会推薦 2人	(第1号委員) 農業協同組合推薦 2人 (第2号委員) 議会推薦 6人			
	委員数合計(現委員数)	16人	18人	34人			
(2) 任期	平成15年5月5日～平成18年5月4日		平成14年7月20日～平成17年7月19日				
3	先進事例						
合併自治体							
市町村名	合併年月日	調整方針					
あさざり町	平成15年4月1日	新町の農業委員会の委員の定数及び任期については農業委員会等に関する法律に基づき合併の日から50日以内に設置選挙を行うこととし、選挙委員の定数は20名とする。					
千曲市	平成15年9月1日	市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成16年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。					
あわら市	平成16年3月1日	市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成16年6月30日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。					
郡上市	平成16年3月1日	選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第3項の規定を適用し、合併後1年間従前の委員が引き続き新市の農業委員会委員として在任する。					
東御市	平成16年4月1日	市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。					
久万高原町	平成16年8月1日	農業委員会については、合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日まで引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。					
新上五島町	平成16年8月1日	また、新町に1つの農業委員会を置き、2つの選挙区を設けることとし、選挙委員の定数は20人とする。 農業委員会の選挙による委員の定数は、合併後に調整する。 農業委員会の選挙による委員の任期は、合併特例法第8条の規定を適用し、平成17年7月19日まで引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。報酬の額は、合併までに調整する。					

県内協議会（提案中含む）		<ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会の選挙による委員の定数は18人とし、選挙区は設置しないこととする。ただし、市町村の合併に関する法律に基づき、現委員については、平成17年7月19日まで在任する。 ・選任による委員は、農業委員会等に関する法律による。
木曾南部	<ul style="list-style-type: none"> 1. 新市に1つの農業委員会を置く。 2. 4市町村の農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年5月19日まで、引き続き新市の農業委員として在任する。 3. 合併後選挙による委員の定数は40名とし、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項に規定する選挙区を設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 1 新市の区域として、1つの農業委員会を置く。 2 市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項の規定を適用し、農業委員会の選挙による委員は、農業委員の任期を延長する。
佐久市・臼田町・浅科村・望月町	<ul style="list-style-type: none"> 3 選挙による委員の定数は、合併後の初の農業委員会の委員選挙（一般選挙）から23人とする。（法定定数30人） 4 一般選挙による委員の選挙は、新市の区域を分けて、2市町村の区域とする2つの選挙区を設けるものとする。 	
信州新町・中条村・小川村		
中野市・豊田村		

4 農業委員会の定数及び任期の選択肢 新設合併（対等合併）						
区分		選任方法	定数	任期	根拠法令等	選任委員の取扱い
(1)合併市町村の区域に1つの農業委員会を置く場合	原則1	新たに選挙する。	政令に定める基準に従い、条例で定める数。	3年	農委法第3条第1項、第7条第1項、第15条第1項	新たに選任する
	特例1	引き続き在任。ただし、合併関係市町村の選挙による委員の数が右記の定数を超えるときは、これらの者で互選する。	協議により80を超えず10をくだらない数。（注1）	合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間	農委法第3条第1項、合併特例法第8条第1項、第2項	新たに選任する
	原則2	各委員会ごとに新たに選挙する。	政令に定める基準に従い、条例で定める数。	3年	農委法第3条第1項、第7条第1項、第15条第1項	新たに選任する
(2)合併市町村の区域を分けて2つ以上の農業委員会を置く場合 （新市町村の区域面積が24,000haを超える又は農地面積が7,000haを超える場合）	特例2	引き続き在任。ただし、合併関係市町村の選挙による委員の数が右記の定数を超えるときは、これらの者で互選する。	協議により80を超えず10をくだらない数。（注1）	合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間	農委法第3条第2項、合併特例法第8条第3項	新たに選任する
	特例3	従前の委員会はそれぞれ新市町村の委員会となつて存続し、委員はそのまま在任する。	従前の定数	従前の任期	農委法第3条第2項、第34条第1項（新設合併の場合）	従前の選任による委員は、それぞれ新市町村の委員会の委員となつて存在する。
(注1) 欠員を生じ、又は委員がすべていなくなつたときは、これに応じて、その定数は農業委員会等に関する法律第7条の定数に至るまで減少する。（合併特例法第8条第2項）						

(参考資料)

農業委員会委員の定数及び任期に関する法令(抜粋)

農業委員会等に関する法律(昭和26年 法律第88号)

(設置)

- 第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地(以下「農地」という。)のない市町村には、農業委員会を置かない。
- 2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。
 - 3 前項の規定によりその区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置いた市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会の区域を変更することができる。
 - 4 前項に規定する市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会を廃止して、その廃止された農業委員会の区域につき廃止された農業委員会の数を超えない数の農業委員会を置き、又はその廃止された農業委員会の区域を他の農業委員会の区域に含ませることができる。
 - 5 その区域内の農地面積が著しく小さい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村に農業委員会を置かないことができる。
 - 6 市町村長は、第2項の場合にあつては各農業委員会の名称及び区域を、第3項又は第4項の場合にあつてはその区域に変更があつた農業委員会又は新たに設置された農業委員会の名称及び区域を、前項の場合にあつては農業委員会を置かないこととした旨を公告するとともに、都道府県知事にこれを通知しなければならない。

(選挙による委員)

- 第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定める。
- 2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

(選任による委員)

- 第12条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。
- 1 農林水産省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事(経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員)各1人
 - 2 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者5人以内

(委員の任期)

- 第15条 選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の前に行われた場合において、前任の委

員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなったときはそのなくなった日の翌日から、それぞれ起算する。

- 2 補欠委員は、前任者の残任期間在任する。
- 3 選挙による委員は、前条の規定による解任及び第 19 条の規定による解散の場合を除き、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。
- 4 第 12 条の規定により選任された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日（選挙された委員の全員がすべてなくなったときは、そのなくなった日）まで在任する。
- 5 第 12 条の規定により選任された委員のうち団体の推薦に係るものは、当該委員を推薦した団体の理事（経営管理委員を置く農業協同組合にあっては、理事又は経営管理委員）でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、その職を失う。

（境界の変更の場合の特例）

第 34 条 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とする事となるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となって存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

農業委員会等に関する法律施行令（昭和 26 年 政令第 78 号）

（2 以上の農業委員会を置くことができる市町村）

第 1 条の 3 法第 3 条第 2 項 の政令で定める市町村は、その区域の面積が 2 万 4 千ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が 7 千ヘクタールを超える市町村とする。

（農業委員会を置かない市町村）

第 2 条 法第 3 条第 5 項 の政令で定める市町村は、その区域内の農地面積が北海道にあっては 360 ヘクタール、都府県にあっては 90 ヘクタールを超えない市町村とする。

（選挙による委員の定数の基準）

第 2 条の 2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

区 分		定数の基準
1	(1) その区域内の農地面積が 1300 ヘクタール以下の農業委員会 (2) 10 アール（北海道にあつては、30 アール）以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人（農地法第 2 条第 7 項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）の数の合計数（以下「基準農業者数」という。）が 1,100 以下の農業委員会	20 人以下
2	1 の項及び 3 の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30 人以下
3	その区域内の農地面積が 5,000 ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が 6,000 を超える農業委員会	40 人以下

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年 法律第6号）

（農業委員会の委員の任期等に関する特例）

第8条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては80を超えず10を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては40を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

- (1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間
 - (2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間
- 2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。
- 3 農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定により合併市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第35条第1項の規定により地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第34条の規定の適用がある場合を除いて、前2項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。

議案第 14 号

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて、次のとおりとする。

平成 16 年 8 月 25 日提出

牟礼村・三水村合併協議会会長 遠 山 秀 吉

地方税の取扱い

別紙協議調書のとおりにする。

協議調書

協議項目№	8	提案日	平成16年8月25日	協議日	平成 年 月 日	確認日	平成 年 月 日
協議項目	地方税の取扱い		関係項目		担当部会名等 総務部会		

項目	現況		事前協議結果	調整方針(案)	協議結果
	牟礼村	三水村			
個人町村民税	<ul style="list-style-type: none"> 税率 均等割(地方税法第310条) 3,000円(標準税率) 所得割(地方税法第314条の3) 課税総所得金額200万円以下の金額 3/100(標準税率) 課税総所得金額200万円を超える金額 8/100(標準税率) 課税総所得金額700万円を超える金額 12/100(標準税率) 納期 第1期 6月20日から30日 第2期 8月20日から31日 第3期 10月20日から31日 第4期 1月20日から31日 減免措置 生活保護法の規定による保護を受ける者 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者 学生及び生徒 広範囲にわたる災害により、納税が困難と認められる者 牟礼村災害による被災者に対する村税の減免に 減免に関する条例に該当する場合 	<ul style="list-style-type: none"> 税率 均等割(同左) 所得割(同左) 納期 第1期 7月1日から31日 第2期 9月1日から30日 第3期 11月1日から30日 第4期 1月1日から31日 減免措置 生活保護法の規定による保護を受ける者 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者 学生及び生徒 災害による被災者に対する村税の減免に関する条例に該当する場合 	<ul style="list-style-type: none"> 税率 均等割 現行のとおり (標準税率) 所得割 現行のとおり (標準税率) 納期 第1期 6月1日から30日 第2期 8月1日から31日 第3期 10月1日から31日 第4期 1月1日から31日 減免措置 過去の減免事由等を調査し、条例・規則の整備時に統一を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 税率 均等割 現行のとおり (標準税率) 所得割 現行のとおり (標準税率) 納期 第1期 6月1日から30日 第2期 8月1日から31日 第3期 10月1日から31日 第4期 1月1日から31日 減免措置 過去の減免事由等を調査し、条例・規則の整備時に統一を図る 	

項目	現況		事前協議結果	調整方針(案)	協議結果																																	
	牟礼村	三水村																																				
法人町村民税	<ul style="list-style-type: none"> ・税率 均等割(地方税法第312条) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">法人等の区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本等の金額</td> <td>従業員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>50億円超え</td> <td>50人超え</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>10億円以上 50億円以下</td> <td>50人超え</td> <td>175万円</td> </tr> <tr> <td>10億円超え</td> <td>50人以下</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td>1億円超え</td> <td>50人超え</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超え</td> <td>50人超え</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人超え</td> <td>12万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下</td> <td>5万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 法人税割 ・減免措置 12.3/100(標準税率) 民法第34条の公益法人又はこれに準ずる者 広範囲にわたる災害により、納税が困難と認められる者 	法人等の区分		税率	資本等の金額	従業員		50億円超え	50人超え	300万円	10億円以上 50億円以下	50人超え	175万円	10億円超え	50人以下	41万円	1億円超え	50人超え	40万円	10億円以下	50人以下	16万円	1千万円超え	50人超え	15万円	1億円以下	50人以下	13万円	1千万円以下	50人超え	12万円		50人以下	5万円	<ul style="list-style-type: none"> ・税率 均等割(同左) <p>法人税割 (同左)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減免措置 民法第34条の公益法人 認可地縁団体 法人である政党等 社会事業又は公益事業を行う法人でない 社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの 特定非営利活動法人 	<ul style="list-style-type: none"> ・税率 均等割 現行のとおり (標準税率) <p>法人税割 現行のとおり (標準税率)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減免措置 過去の減免事由等を調査し、条例・規則の整備時に統一を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・税率 均等割 現行のとおり (標準税率) <p>法人税割 現行のとおり (標準税率)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減免措置 過去の減免事由等を調査し、条例・規則の整備時に統一を図る 	
法人等の区分		税率																																				
資本等の金額	従業員																																					
50億円超え	50人超え	300万円																																				
10億円以上 50億円以下	50人超え	175万円																																				
10億円超え	50人以下	41万円																																				
1億円超え	50人超え	40万円																																				
10億円以下	50人以下	16万円																																				
1千万円超え	50人超え	15万円																																				
1億円以下	50人以下	13万円																																				
1千万円以下	50人超え	12万円																																				
	50人以下	5万円																																				

項目	現況		事前協議結果	調整方針(案)	協議結果
	牟礼村	三水村			
固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> ・税率(地方税法第350条) 1.4/100(標準税率) ・納期 第1期 5月20日から31日 第2期 9月20日から30日 第3期 12月15日から25日 第4期 2月20日から末日 ・減免措置 貧困により生活のため公私の扶助を受け る者の所有する固定資産 公益のために直接専用する固定資産 村の全部又は一部にわたる災害又は天候 の不順により、著しく価値を減じた固定 資産 特別の事情により村長が必要と認める固 定資産 牟礼村災害による被災者に対する村税の 減免に関する条例に該当する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・税率 (同左) ・納期 第1期 5月1日から31日 第2期 7月1日から31日 第3期 11月1日から30日 第4期 1月1日から31日 ・減免措置 貧困により生活のため公私の扶助を受け る者その他特別の事情のある者の所有す る固定資産 公益のために直接専用する固定資産 村の全部又は一部にわたる災害又は天候 の不順により、著しく価値を減じた固定 資産 特別の事情により村長が必要と認める固 定資産 三水村災害による被災者に対する村税の 減免に関する条例に該当する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・税率 現行のとおり(標 準税率) ・納期 第1期 5月1日から31日 第2期 7月1日から31日 第3期 12月1日から25日 第4期 2月1日から末日 ・減免措置 過去の減免事由等を調査 し、条例・規則の整備時に統 一を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・税率 現行のとおり(標 準税率) ・納期 第1期 5月1日から31日 第2期 7月1日から31日 第3期 12月1日から25日 第4期 2月1日から末日 ・減免措置 過去の減免事由等を調査 し、条例・規則の整備時に統 一を図る 	

項目	現況		事前協議結果	調整方針(案)	協議結果
	牟礼村	三水村			
軽自動車税	<p>・税率(地方税法第444条)</p> <p>(1)原動機付自転車</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総排気量が0.05ℓ以下のもの又は定格出力が0.6kw以下 1,000円 ・2輪のもので総排気量0.05ℓを超0.09ℓ以下又は定格出力0.6kw超0.8kw以下 1,200円 ・2輪のもので総排気量0.09ℓ超又は定格出力0.8kw超 1,600円 ・3輪以上のもので総排気量0.02ℓ超又は定格出力0.25kw超 2,500円 <p>(2)軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>軽自動車</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2輪のもの(側車付のものを含む。) 2,400円 ・3輪のもの 3,100円 ・4輪以上のもの <p>乗用のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 営業用 5,500円 自家用 7,200円 <p>貨物用のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 営業用 3,000円 自家用 4,000円 <p>専ら雪上を走行するもの 2,400円</p> <p>小型特殊自動車</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農耕用のもの 1,600円 ・その他のもの 4,700円 <p>(3)2輪の小型自動車</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納期 5月20日から31日 ・減免措置 5月1日から31日 <p>公益のため直接専用するものと認めるもの</p> <p>の</p> <p>身体障害者・精神障害者が所有するもの</p> <p>身体障害者・精神障害者のためのもので</p> <p>常時介護者が運転するもので、村長が認められたもの</p>	<p>・税率 (同左)</p> <p>5月1日から31日</p> <p>減免措置 (同左)</p>	<p>・税率 現行のとおり</p> <p>5月1日から31日</p> <p>減免措置 現行のとおり</p>	<p>・税率 現行のとおり</p> <p>5月1日から31日</p> <p>減免措置 現行のとおり</p>	

項目	現況		事前協議結果	調整方針(案)	協議結果
	牟礼村	三水村			
	身体障害者等用の構造をしているもの				
たばこ税	<ul style="list-style-type: none"> ・税率(地方税法第468条) 1,000本につき <u>2,977円</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・税率 (同左) 	現行のとおり	現行のとおり	
入湯税	<ul style="list-style-type: none"> ・税率 宿泊入湯客 1泊 150円 日帰りの入湯客 1日 100円 ・課税免除 年齢12歳未満の者 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 地域住民の福祉の向上を図るため、村等 が専ら近隣の住民に使用させることを目 的として設置した施設における浴場に入 湯する者 	条例なし	牟礼村の例による	牟礼村の例による	

議案第 15 号

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて、次のとおりとする。

平成 16 年 8 月 25 日提出

牟礼村・三水村合併協議会会長 遠山 秀吉

一般職の職員の身分の取扱い

一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第 9 条の規定により、新町村の職員として引き継ぐものとする。

- (1) 職員定数については、新町村において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化を図る。
- (2) 職員の職名、職務については、合併時に統一する。
- (3) 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。

飯綱行政組合の一般職の職員については、飯綱行政組合の取扱いにおいて協議する。

協議調書

協議項目No	9	提案日	平成16年8月25日	協議日	平成 年 月 日	確認日	平成 年 月 日
協議項目	<p>一般職の職員の身分の取扱い</p> <p>一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、新町村の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>(1) 職員定数については、新町村において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化を図る。</p> <p>(2) 職員の職名、職務については、合併時に統一する。</p> <p>(3) 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。</p> <p>(4) 飯網行政組合の一般職の職員については、飯網行政組合の取扱いにおいて協議する。</p>						
事前協議結果	協議結果	<p>関係項目</p> <p>担当部会名等</p> <p>合併協議会事務局</p>					

1. 職員の定数及び職員数の現況（平成16年4月1日現在）

(単位:人)

項目	牟礼村		三水村	
	条例定数	実職員数	条例定数	実職員数
職員定数及び実職員数				
村長の事務部局の職員(派遣職員含)	72	65	64	54
議会の事務部局の職員	2	2	1	1
選挙管理委員会の事務部局の職員	(4兼)	(4兼)	-	(4兼)
監査委員事務部局の職員	(2兼)	(2兼)	-	(2兼)
農業委員会事務部局の職員	2(1兼)	1(1兼)	3	(3兼)
教育委員会の事務部局の職員(学校職員含)	12	9	15	10
企業職員(上水・下水・国保・介護含)	3	8	4	9
合計	91	85	87	74

平成16年4月1日地方公共団体定員管理調査等による。

2. 部門別職員の現況（平成16年4月1日現在）

区分	牟礼村		三水村		計
	職員数	うち女性職員	職員数	うち女性職員	
議会	2	1	1	0	3
総務	16	13	13	0	29
税務	7	4	4	0	11
民生	21	15	15	0	36
衛生	8	4	4	0	12
農水	9	13	13	0	22
商工	2	1	1	0	3
土木	3	3	3	0	6
教育	9	12	12	0	21
水道	3	2	2	0	5
下水道	3	4	4	0	7
その他公営企業等	2	2	2	0	4
合計	85	74	74	0	159

4. 職務上の地位別職員数(一般行政職員)

	牟礼村		三水村		合計	
	職員数	うち女性職員	職員数	うち女性職員	職員数	うち女性職員
課長級	11	1	10	0	21	1
課長補佐級	-	-	-	-	-	-
係長級	26	4	18	6	44	10
合計	37	5	28	6	65	11

3. 職務の名称

	牟礼村	三水村
事務吏員	課長、室長、参事、副参事、主幹係長、係長、主幹、主査、主任、主事、主事補、保育士、出納員、現金取扱員、物品取扱員、児童厚生員	課長、室長、次長、局長、係長、主査、主任、主事、主事補、所長、主任保育士、保育士
技術吏員	運転技師、衛生技師、栄養技師、技師、技師補	保健師、道路技師、用務員、庁務員、調理員、
吏員以外	調理技手、道路技手、庁務技手、書記、技手	

5. 行政職給料表(一)

職務の級	牟礼村	三水村
1級	主事補、技師補、技手補の職務	主事補、保育士、調理員、用務員、道路技師、運転手の職務
2級	主事、技師及び技手の職務	主事、保健師、保育士、調理員、用務員、道路技師、運転手の職務
3級	主任、主任技手の職務	主任、保健師、保育士、調理員、用務員、道路技師、運転手の職務
4級	主査及び主査技手の職務	重要な職務を行う主任、保健師、保育士、調理員、用務員、道路技師、運転手の職務
5級	係長及び困難な業務をつかさどる主査、主任保育士及び主査技手の職務	係長(6級に掲げられた係長を除く)、主幹、保健師、保育士、調理員の職務
6級	主幹係長、保育園長、主任保育士及び主幹の職務	重要な職務を行う村長の定める係長の職務、主幹、保健師、主任保育士、保育士の職務
7級	課長及び副参事の職務	課長の職務(8級に掲げられた課長を除く)
8級	困難な業務をつかさどる課長及び参事の職務	困難な業務を分掌する村長の定める課長の職務

<p>参 考 法 令</p>	<p>市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年・法律第6号) (職員の身分取扱)</p> <p>第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職にある合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するよう措置しなければなら ない。</p> <p>2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分の取扱に関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。</p> <p>地方公務員法(昭和25年・法律第261号)</p> <p>(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)</p> <p>第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職に分ける。</p> <p>2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。</p> <p>3 特別職は、左に掲げる職とする。</p> <p>(1) 就任について公選または地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職</p> <p>(1)の(2) 地方開発事業団の理事長、理事及び幹事の職</p> <p>(1)の(3) 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職</p> <p>(2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成</p> <p>(3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職</p> <p>(4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの</p> <p>(5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職</p>															
<p>先 進 地 事 例</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>合併期日</th> <th>調 整 方 針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あわら市</td> <td>平成16年3月1日</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 芦原町及び金津町の一般職の職員である者は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 3 職員の職名及び職務の級については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し統一する。 4 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一する。なお、合併時、現職員については、現給を保証する。 </td> </tr> <tr> <td>東御市</td> <td>平成16年4月1日</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 両町村の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 2 新市の職員数については、当面は現行の両町村の条例定数の合計数をもって新市の条例定数とする。ただし、新市において速やかに定員適正化計画を定め、定員管理の適正化に努めるものとする。 3 職制及び給与については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、調整し統一を図る。なお、現職員については、合併後速やかに給料の格差是正を行うものとする。 </td> </tr> <tr> <td>久万高原町</td> <td>平成16年8月1日</td> <td> <p>現に4町村の職員であるものは、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。 2 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に調整し、統一する。 3 職階については、合併時に職名とともに級分類を調整し統一する。 4 職員の給与については、適正化の観点から統一を図る。現職員については現給を保障し、合併後速やかに給料の格差是正を行う。 </td> </tr> <tr> <td>新上五島町</td> <td>平成16年8月1日</td> <td> <p>職員は全て新町の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>職員数は新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p> <p>職制については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、統一を図る。</p> <p>給与については、職員の処遇の適正化の観点から合併後、速やかに調整を行うものとする。なお、給与体系については、合併までに調整する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	市町村名	合併期日	調 整 方 針	あわら市	平成16年3月1日	<ol style="list-style-type: none"> 1 芦原町及び金津町の一般職の職員である者は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 3 職員の職名及び職務の級については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し統一する。 4 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一する。なお、合併時、現職員については、現給を保証する。 	東御市	平成16年4月1日	<ol style="list-style-type: none"> 1 両町村の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 2 新市の職員数については、当面は現行の両町村の条例定数の合計数をもって新市の条例定数とする。ただし、新市において速やかに定員適正化計画を定め、定員管理の適正化に努めるものとする。 3 職制及び給与については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、調整し統一を図る。なお、現職員については、合併後速やかに給料の格差是正を行うものとする。 	久万高原町	平成16年8月1日	<p>現に4町村の職員であるものは、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。 2 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に調整し、統一する。 3 職階については、合併時に職名とともに級分類を調整し統一する。 4 職員の給与については、適正化の観点から統一を図る。現職員については現給を保障し、合併後速やかに給料の格差是正を行う。 	新上五島町	平成16年8月1日	<p>職員は全て新町の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>職員数は新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p> <p>職制については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、統一を図る。</p> <p>給与については、職員の処遇の適正化の観点から合併後、速やかに調整を行うものとする。なお、給与体系については、合併までに調整する。</p>
市町村名	合併期日	調 整 方 針														
あわら市	平成16年3月1日	<ol style="list-style-type: none"> 1 芦原町及び金津町の一般職の職員である者は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 3 職員の職名及び職務の級については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し統一する。 4 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一する。なお、合併時、現職員については、現給を保証する。 														
東御市	平成16年4月1日	<ol style="list-style-type: none"> 1 両町村の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 2 新市の職員数については、当面は現行の両町村の条例定数の合計数をもって新市の条例定数とする。ただし、新市において速やかに定員適正化計画を定め、定員管理の適正化に努めるものとする。 3 職制及び給与については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、調整し統一を図る。なお、現職員については、合併後速やかに給料の格差是正を行うものとする。 														
久万高原町	平成16年8月1日	<p>現に4町村の職員であるものは、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。 2 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に調整し、統一する。 3 職階については、合併時に職名とともに級分類を調整し統一する。 4 職員の給与については、適正化の観点から統一を図る。現職員については現給を保障し、合併後速やかに給料の格差是正を行う。 														
新上五島町	平成16年8月1日	<p>職員は全て新町の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>職員数は新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p> <p>職制については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、統一を図る。</p> <p>給与については、職員の処遇の適正化の観点から合併後、速やかに調整を行うものとする。なお、給与体系については、合併までに調整する。</p>														

議案第16号

地域審議会の取扱いについて

地域審議会の取扱いについて、次のとおりとする。

平成16年8月25日提出

牟礼村・三水村合併協議会会長 遠山 秀吉

地域審議会の取扱い

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4の規定に基づく地域審議会を、新町村において牟礼村・三水村のそれぞれの区域に設置する。
地域審議会の設置及び運営等については、別紙のとおりとする。

協 議 調 書

協議項目№	1 1	提 案 日	平成 16 年 8 月 25 日	協 議 日	平成 年 月 日	確 認 日	平成 年 月 日							
協 議 項 目	地域審議会の取扱い		協 議 項 目	合併協議会事務局										
事前協議結果	<p>新町村が処理する旧村の区域にかかる事務に関し、新町村の諮問に応じて審議し又は意見を述べる機関として、牟礼村・三水村のそれぞれの区域に、地域審議会を設置する。 構成員の定数、任期、任免等組織及び運営に関する事項については、法定合併協議会において協議する。</p>		協 議 結 果	<p>(市町村の合併の特例に関する法律) 第 5 条の 4 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会(以下「地域審議会」という。)を置くことができる。 2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。 3 前 2 項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。 4 合併市町村は、第 2 項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。</p>										
地域審議会における基本的事項	<p>【名 称】 町村牟礼地域審議会 町村三水地域審議会 【設置期間】 合併後、5 年とする。5 年後以降の設置については新町村において、再度検討する。(合併後 10 年を限度とする。) 【所掌事項】 (1) 当該区域に係る次に掲げる事項について、町村長の諮問に応じて審議し、答申する。 1 . 新町村建設計画に関する事項 2 . その他町村長が必要と定める事項 (2) 必要と認める事項について審議し、町村長に意見を述べることができる。 【組 織】 (1) 審議会は、委員 10 人以上をもって組織する。 (2) 委員は、当該区域に住所を有する者で、次の各号に掲げる者のうちから、町村長が委嘱する。 1 . 区 長 2 . 公共的団体等の役職員 3 . 識見を有する者 【任 期】 (1) 委員の任期は、2 年とする。ただし、設置期間が終了した場合は、任期を終了する。 (2) 委員は、設置区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。</p>		<p>先進事例(県内協議会)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協議会名</th> <th>協議結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木曾南部</td> <td>特例法に定められている「地域審議会」は設置しないこととする。 市町村の合併の特例に関する法律第 5 条の 4 に規定する旧市町村を単位とした「地域審議会」は設置しない。 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項による附属機関である「総合計画審議会」の設置により、地域の声を新市の施策に反映する。 新しい町が処理する旧町村の区域に係る事務に対し、新しい町長の諮問に応じて審議し又は意見を述べる機関として、信州新町・小川村・中条村のそれぞれの区域に、地域審議会を設置する。</td> </tr> <tr> <td>佐久市・臼田町・浅科村・望月町</td> <td>市町村の合併の特例に関する法律第 5 条の 4 に規定する旧市町村を単位とした「地域審議会」は設置しない。 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項による附属機関である「総合計画審議会」の設置により、地域の声を新市の施策に反映する。 新しい町が処理する旧町村の区域に係る事務に対し、新しい町長の諮問に応じて審議し又は意見を述べる機関として、信州新町・小川村・中条村のそれぞれの区域に、地域審議会を設置する。</td> </tr> <tr> <td>信州新町・中条村・小川村</td> <td>市町村の合併の特例に関する法律第 5 条の 4 に規定する旧市町村を単位とした「地域審議会」は設置しない。 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項による附属機関である「総合計画審議会」の設置により、地域の声を新市の施策に反映する。 新しい町が処理する旧町村の区域に係る事務に対し、新しい町長の諮問に応じて審議し又は意見を述べる機関として、信州新町・小川村・中条村のそれぞれの区域に、地域審議会を設置する。</td> </tr> </tbody> </table>				協議会名	協議結果	木曾南部	特例法に定められている「地域審議会」は設置しないこととする。 市町村の合併の特例に関する法律第 5 条の 4 に規定する旧市町村を単位とした「地域審議会」は設置しない。 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項による附属機関である「総合計画審議会」の設置により、地域の声を新市の施策に反映する。 新しい町が処理する旧町村の区域に係る事務に対し、新しい町長の諮問に応じて審議し又は意見を述べる機関として、信州新町・小川村・中条村のそれぞれの区域に、地域審議会を設置する。	佐久市・臼田町・浅科村・望月町	市町村の合併の特例に関する法律第 5 条の 4 に規定する旧市町村を単位とした「地域審議会」は設置しない。 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項による附属機関である「総合計画審議会」の設置により、地域の声を新市の施策に反映する。 新しい町が処理する旧町村の区域に係る事務に対し、新しい町長の諮問に応じて審議し又は意見を述べる機関として、信州新町・小川村・中条村のそれぞれの区域に、地域審議会を設置する。	信州新町・中条村・小川村	市町村の合併の特例に関する法律第 5 条の 4 に規定する旧市町村を単位とした「地域審議会」は設置しない。 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項による附属機関である「総合計画審議会」の設置により、地域の声を新市の施策に反映する。 新しい町が処理する旧町村の区域に係る事務に対し、新しい町長の諮問に応じて審議し又は意見を述べる機関として、信州新町・小川村・中条村のそれぞれの区域に、地域審議会を設置する。
協議会名	協議結果													
木曾南部	特例法に定められている「地域審議会」は設置しないこととする。 市町村の合併の特例に関する法律第 5 条の 4 に規定する旧市町村を単位とした「地域審議会」は設置しない。 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項による附属機関である「総合計画審議会」の設置により、地域の声を新市の施策に反映する。 新しい町が処理する旧町村の区域に係る事務に対し、新しい町長の諮問に応じて審議し又は意見を述べる機関として、信州新町・小川村・中条村のそれぞれの区域に、地域審議会を設置する。													
佐久市・臼田町・浅科村・望月町	市町村の合併の特例に関する法律第 5 条の 4 に規定する旧市町村を単位とした「地域審議会」は設置しない。 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項による附属機関である「総合計画審議会」の設置により、地域の声を新市の施策に反映する。 新しい町が処理する旧町村の区域に係る事務に対し、新しい町長の諮問に応じて審議し又は意見を述べる機関として、信州新町・小川村・中条村のそれぞれの区域に、地域審議会を設置する。													
信州新町・中条村・小川村	市町村の合併の特例に関する法律第 5 条の 4 に規定する旧市町村を単位とした「地域審議会」は設置しない。 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項による附属機関である「総合計画審議会」の設置により、地域の声を新市の施策に反映する。 新しい町が処理する旧町村の区域に係る事務に対し、新しい町長の諮問に応じて審議し又は意見を述べる機関として、信州新町・小川村・中条村のそれぞれの区域に、地域審議会を設置する。													
事前協議結果	<p>(参考) 地域審議会について (1) 制度の概要 地域審議会は、合併に伴い地域住民の意見が新町村の施策に反映できにくくなるといった懸念に対処するため、合併関係市町村(旧市町村)の区域を単位として、町村長の諮問に応じて、審議し答申する、又は必要と認める事項について町村長に意見を述べることができる制度である。(合併特例法第 5 条の 4) また、町村長は、新町村建設計画を変更しようとするときは、地域審議会が置かれている場合には、その意見を聞かなければならないこととされている。(合併特例法第 5 条第 9 項) (2) 位置づけ 地方自治法で規定された執行機関の附属機関(地方自治法第 138 条の 4 第 3 項) (3) 設置方法 地域審議会の設置の決定及び構成員の定数、任期などの組織や運営に関する事項は、合併前に合併関係市町村の協議により定めるものとし、合併関係市町村の議会の議決を経るものとされている。 合併後、合併関係市町村の協議により定められた事項を変更するときは、条例で定めることができる。 (4) 任務 新町村建設計画の変更及び執行状況、又は新町村の基本構想に関する事項を町村長の諮問に応じて審議を行う。</p>													

必要に応じ町村長に意見を述べる。

(5) 設置期間

地域審議会は、合併直後という特別な状態において設けられた特例的な制度であることから、設置期間は、新町村建設計画の期間(10年程度)を考慮することが必要。

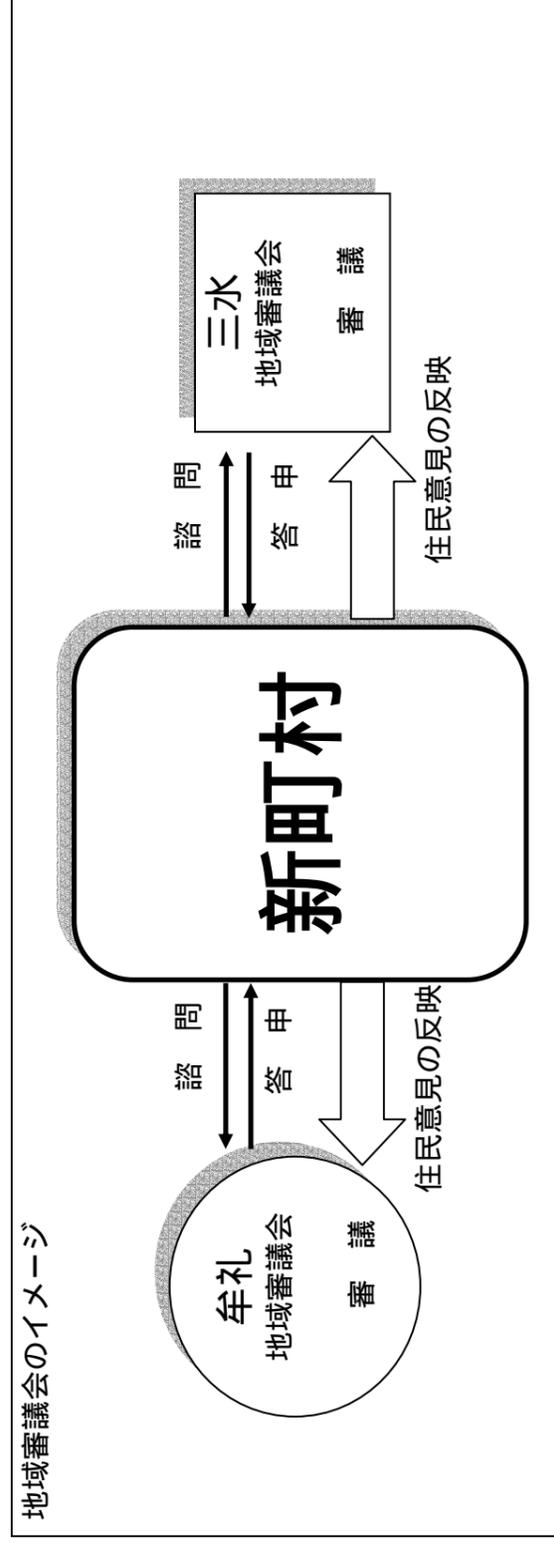
(6) 留意事項

地域審議会は、地域の実情に応じて判断されるものであり、合併した場合に必ず置かなければならないというものではない。

地域審議会を設置する場合は、以下の点に留意する。

- ・両村に置かなければならないものではない。
 - ・両村を合わせて1つの地域審議会を置くことはできない。
 - ・1つの村を分割し、複数の区域を設けて地域審議会を置くことはできない。
- 旧村の区域を単位とした施策の引き合いとなり、合併後の一体的なまちづくりを進めるうえでは障害となる可能性もあり、さらに行政組織の複雑化などの問題点も考えられる。

地域審議会のイメージ



(参考)

町村 地域審議会条例

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づき、合併前の牟礼村及び三水村の区域ごとに地域審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(設置期間)

第2条 審議会の設置期間は、合併の日から平成23年3月31日までとする。ただし、必要に応じ、合併後平成28年3月31日を限度とし延長することができる。

(所掌事務)

第3条 審議会は、当該区域に係る次に掲げる事項について、町村長の諮問に応じて審議し、答申する。

(1) 町村建設計画に関する事項

(2) その他町村長が必要と定める事項

2 審議会は、必要と認める事項について審議し、町村長に意見を述べることができる。

(組織)

第4条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、当該区域に住所を有する者で、次の各号に掲げる者のうちから、町村長が委嘱する。

(1) 区長

(2) 公共的団体等の役職員

(2) 識見を有する者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、設置期間が終了した場合は、任期を終了するものとする。なお、欠員により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、設置区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(会長、副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が召集する。

2 会長は、委員の4分の1以上の者から審議を求める事項を示して請求があったときには、会議を開催するものとする。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の議長は、会長をもって充てる。

5 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、説明又は助言を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、 において処理する。

(補則)

第9条 審議会の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮り、これを定める。

議案第 17 号

条例・規則等の取扱いについて

条例・規則等の取扱いについて、次のとおりとする。

平成 16 年 8 月 25 日提出

牟礼村・三水村合併協議会会長 遠 山 秀 吉

条例・規則等の取扱い

条例・規則等については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新町村における事務事業に支障をきたさぬよう、整備するものとする。

協 議 調 書

協議項目№	1 2	提 案 日	平成 16 年 8 月 25 日	協 議 日	平成 年 月 日	確 認 日	平成 年 月 日
協 議 項 目	条例・規則等の取扱い 関係項目 協 議 結 果 総務部会						
事前協議結果	条例・規則等については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新町村における事務事業に支障をきたさぬよう、整備するものとする。						

1. 施行の方法による区分

新町村発足時には、牟礼村・三水村の条例、規則等はすべてその効力を失うこととなる。そのため、新町村において新たに条例、規則等を制定し、施行させる。なお、条例、規則等の制定にあたっては調整方針に基づき整備し、以下の区分により施行するものとする。

- (1) 合併と同時に町村長職務執行者の専決処分又は職権により、即時制定し施行させるもの
 条例...制定権者（町村長職務執行者）の専決処分により制定し施行する。（地方自治法第 179 条第 1 項）
 規則、訓令、その他...制定権者（町村長職務執行者）の職権により制定し施行する。（地方自治法第 15 条第 1 項）
- (2) 一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの
 新町村の条例、規則が制定されるまでの間の暫定措置として、従来その地域に施行されていた条例、規則を新町村の条例、規則として引き続き施行させる。（地方自治法施行令第 3 条）
- (3) 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの
 ア 町村長職務執行者の専決処分による制定にならないもの（議案提出権がない条例、各行政委員会の規則等）
 イ 新町村発足時には必要ないが、合併後、逐次制定し、施行させるもの

(注) 町村長職務執行者の選任

旧村長は、合併の日の前日に失職することとなるので、新町村長が選挙で選ばれられるまでの間（合併の日から 50 日以内）旧村長の中から、その協議により町村長の職務執行者を定める必要がある。（地方自治法施行令第 1 条の 2）

2. 例規集搭載数（宣言、一部事務組合等の規約を除く）			
	牟礼村	三水村	両村合計
条例	152	136	288
規則	109	86	195
その他（規程、要綱等）	211	97	308
合計	472	319	791

3. 先進事例			調整方針
市町村名	合併年月日		
あさぎり町	平成15年4月1日		条例、規則等の取扱いについては、合併協議会で協議された各種事務事業等の調整・確認内容に基づき「中球磨5か町村合併に関する条例・規則等の整備方針」に基づき調整するものとする。
千曲市	平成15年9月1日		条例・規則等については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障をきたさぬよう、整備するものとする。
あわら市	平成16年3月1日		条例、規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。 1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し施行する必要があるもの 2 合併後、一定の地域に暫定的に施行する必要があるもの 3 合併後、逐次制定し、施行するもの
郡上市	平成16年3月1日		条例・規則については、新市における事務事業に支障がないよう次のとおり整備するものとする。 (1) 合併協議会において協議・承認された各協議項目については、それぞれの調整方針に基づき整備する。 (2) 条例・規則の制定にあたっては、次の区分により整理し整備するものとする。 合併時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し執行させるもの 合併後、逐次制定し施行させるもの
東御市	平成16年4月1日		条例、規則等の取扱いについては、合併協議会で協議、確認された各種事務事業の調整方針等に基づき、新市における事務事業に支障がないよう、以下の区分により整備する。 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させるもの 合併後に漸次制定し、施行させるもの 合併後も、東部町の区域若しくは北御牧村の区域に、暫定的に施行させるもの
久万高原町	平成16年8月1日		条例・規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させるもの。 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの。 合併後、逐次制定し、施行させるもの。 廃止・失効するもの。
新上五島町	平成16年8月1日		各協定項目の調整内容をもとに、合併後の事務事業に支障のないように調整し整備するものとする。

(参考資料)

条例、規則等の取扱いに関する法令(抜粋)

地方自治法(昭和22年 法律第67号)

(規則)

第15条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

(第2項 省略)

(長の専決処分)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会を招集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

地方自治法施行令(昭和22年 政令第16号)

第1条の2 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者(地方自治法第152条又は第252条の17の8第1項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であつた者を含む。)のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

(2~3 省略)

第3条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、第1条の2の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。

(参考資料)

条例、規則等の取扱い

1 専決処分条例

合併と同時に長（町村長職務執行者）の専決処分（地方自治法第179条第1項）により即時制定し、施行させる。専決処分した条例は、専決処分後の最初の議会において報告し、承認を求める（同条第3項）ものである。次の理由に該当する条例について、専決処分することとする。

《専決処分の理由》

- 1 法定により必ず設置するもの若しくは制定が必要なもの又はこれらに準ずるもので、町村政執行上空白期間の許されないもの
- 2 新町村の組織及びその運営又は職員等の勤務条件（給与、勤務時間等）に関するもの、住民の権利・利益の保護又は権利の制限若しくは義務を課すため、空白期間の許されないもの
- 3 公の施設等の設置・管理に関するもの
- 4 両村が同様の制度を持つ事務事業に関するもので統合する必要のあるもの
- 5 合併協議会において協議済みのもの

2 町村長職務執行者の決裁により制定させる規則・規程

前記1専決処分条例の例により新町村設置日に必要な規則、規程を新町村職務執行者が決裁し、施行させるもの。

3 暫定施行条例（規則）

新町村において、条例（規則）が制定施行されるまでの間、町村長職務執行者が、従来その地域に施行されていた条例（規則）を新町村の条例（規則）として当該地域に引き続き施行する（地方自治法施行令第3条）。暫定施行する条例（規則）については、告示を行うこととする。

給付サービス等の事務事業で、新町村誕生日から町村の全地域に実施できないものが、これに該当する。次に理由に該当する条例（規則）について、暫定施行させることとする。施行期間の制限はない。

《暫定施行の理由》

- 1 条例名は類似しているが、両村の制度に差異があり、新町村設置日において統合が困難なため、統合案を決定し議会に提案する予定のもの
- 2 いずれか一方の村のみの条例であり、新町村において全町村域に適用させるかの政策的判断を要するもの
- 3 新たに施行されるものはないが、すでに適用されていたものを整理する間施行するもの

4 合併初日に施行させない条例等

専決する条例等（ 1 , 2 ）及び暫定する条例等（ 3 ）に該当しない条例等は、新町村において次の区分により施行させる。

逐次制定する条例、規則等

平成 17 年の合併初日に施行させないが、その後、新町村長の政策判断等により、事務事業を全域に適用させるもの等が該当する。

《逐次制定するものの例》

- ・新町村長の政策判断に係るもの（長の資産公開、付属機関の設置ほか）

議会議員提出に係る条例、規則

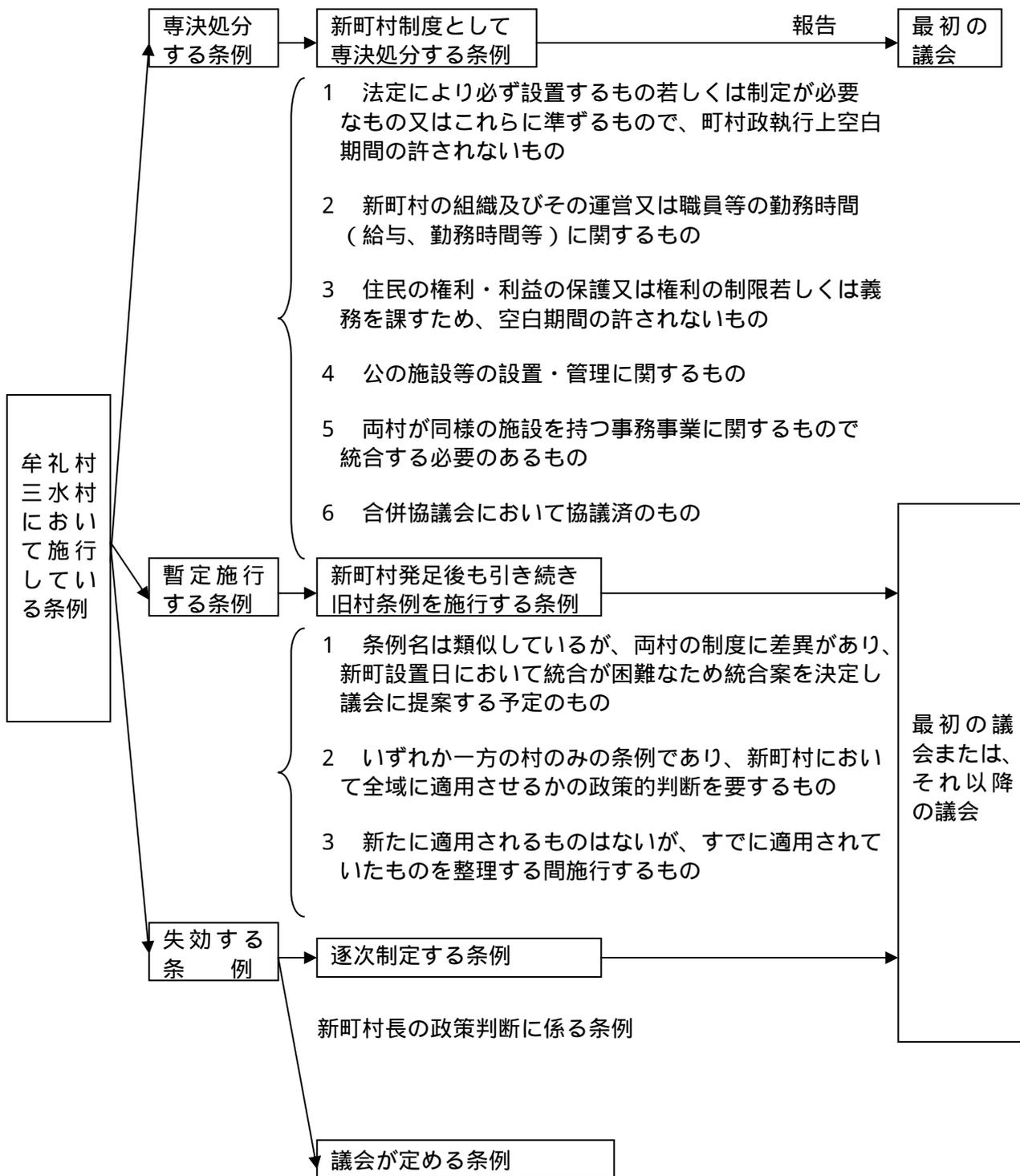
議員のみに提出権があるような条例、規則については、その性質上合併後に招集される議会に提案されるまで制定することができない。これらに該当するものとしては、議会事務局設置条例、町村議会委員会条例や町村議会会議規則、町村議会傍聴規則等がある。

【注】 行政委員会の規則及び規程

行政委員会の規則、規程については、当該行政委員会の権限である。よって合併初日又はそれ以後において、委員会を開催しこれらの規則、規程の制定につき決議することとなる。例規の空白期間が許されないものについては、合併初日に委員会を開催し決議する必要がある。

上記手続きの 2 又は 4 - に相当する手続きをとる。

例 規 区 分 図



議案第 18 号

字の区域及び名称の取扱いについて

字の区域及び名称の取扱いについて、次のとおりとする。

平成 16 年 8 月 25 日提出

牟礼村・三水村合併協議会会長 遠 山 秀 吉

字の区域及び名称の取扱い

字の区域及び名称については、従前のとおりとする。

協議調書

協議項目№	16	提案日	平成16年8月25日	協議日	平成年月日	確認日	平成年月日
協議項目	字の区域及び名称の取扱い						
事前協議結果	(例) 町(村)大字川上 町(村)大字赤塩						
1. 現在の地名表示	牟礼村 大字川上(おおあざかわかみ) 大字黒川(おおあざくろかわ) 大字高坂(おおあざこうさか) 大字小玉(おおあざこたま) 大字坂口(おおあざさかぐち) 大字地藏久保(おおあざじぞうくぼ) 大字袖之山(おおあざそでのやま) 大字豊野(おおあざとよの) 大字平出(おおあざひらいで) 大字古町(おおあざふるまち) 大字牟礼(おおあざむれ) 大字柳里(おおあざやなぎさと)	三水村 大字赤塩(おおあざあかしお) 大字芋川(おおあざいもがわ) 大字川谷(おおあざかわたに) 大字倉井(おおあざくらい) 大字東柏原(おおあざひがしかしわばら) 大字普光寺(おおあざふこうじ)	先進事例 あさざり町 字の名称及び区域は従前のとおりとし、大字名については、合併前において現町村で調整する。 千曲市 1市2町の町・字名については、原則として、現行の町・字名を基本に調整する。ただし、一部の地域については、地域住民の意見を聞き調整する。 あわら市 町及び字の名称については、両町に同一又は類似のものがないので、現行のとおりとする。 郡上市 原則として、新市の町、字の名称は、従前の町、字名の前に従前の町村名をつけた町名とし、区域は従前のとおりとする。 ただし、具体的な町名等については、地域住民の意向を尊重し、合併時までに調整するものとする。 東御市 両町村の大字、小字名については、その地域の文化や歴史的背景を考慮して、現行のまま存続させる。 大字の字句については新市において必ずしも表記を要しないことから、除くものとする。 久万高原町 町・字の取り扱いについては、町又は字の区域については従前のとおりとし、字の表記については「大字」を省く方向で調整することとする。 ただし、現在の字名「大字久万町」は、「久万」とする方向で調整することとする。 新上五島町 神ノ浦以外の字の名称については、現行どおりとし、字の区域については、必要に応じ新町において調整する。ただし、神ノ浦については若松町、有川町において合併までに調整する。				
2. 関係法令	地方自治法(昭和22年法律第67号) (市町村区域内の町又は字の区域) 第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならぬ。 2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。 3 第一項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。						
3. 名称変更の具体的な例	地方自治法第260条の手続を要しない例 牟礼村大字平出 町(村)大字平出 三水村大字赤塩 町(村)大字赤塩	地方自治法第260条の手続を要する例 牟礼村大字平出 町(村)平出 三水村大字赤塩 町(村)赤塩	「大字××」を単に「××」と変更するなど、大字や小字を表示しない場合であっても、「大字××」が固有名詞と考えられるので、地方自治法第260条の手続が必要となる。				

議案第 19 号

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、次のとおりとする。

平成 16 年 8 月 25 日提出

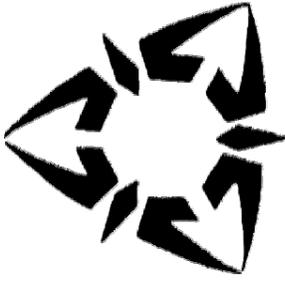
牟礼村・三水村合併協議会会長 遠 山 秀 吉

慣行の取扱い

町村章、町村民憲章、町村の花、木、鳥、キャッチフレーズ、町村歌は、新町村において新たに定める。

宣言、功労者表彰は、新町村において調整する。

協議調書

協議項目№	17	提案日	平成16年8月25日	協議日	平成年月日	確認日	平成年月日
協議項目	慣行の取扱い						
事前協議結果	<ul style="list-style-type: none"> ・町村章、町村民憲章、町村の花、木、鳥、キャッチフレーズ、町村歌は、新町村において新たに定める。 ・宣言、功労者表彰は、新町村において調整する。 						
<p>牟礼村</p>  <p>（昭和31年6月29日制定）</p> <p>牟礼村の「ムレ」を図案化したもので、全体の形は円形で住民の和と円満を表し、協力団結と向上発展を力強く表現した平和な姿を象徴しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選考方法 公募 				<p>三水村</p> <p>村章</p> <p>（昭和63年2月22日制定）</p>  <p>村名の由来ともなった三用水を図案化し、水を大切にし和と団結により未来に向かって発展する姿を象徴しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選考方法 公募 			
<p>村民憲章</p> <p>（平成7年3月31日制定）</p> <p>長野県の北部、飯綱山の東に広がる私たちの牟礼村 古代からの歴史と伝統を受け継ぎ、恵まれた風土と人情味あふれる里です。</p> <p>私たちは、先人の知恵を活かし、自然に親しみ、心の豊かさ と生きがいのある村づくりをめざし、ここに村民憲章を定めま す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽と水と緑に育くまれた、美しい村を守りましょう。 ・心のかよいあう希望に満ちた村にしましょう。 ・牟礼発の文化をつくり、学びあう村にしましょう。 ・働くことに誇りと喜びをもち、活力ある村にしましょう。 ・心身共にすこやかに暮らせる平和な村にしましょう。 				<p>村民憲章</p> <p>（昭和63年2月22日制定）</p> <p>わたしたちの村は、斑尾の山ふところにいだかれ三すじの清流にはぐくまれて、栄々発展をつづける美しい自然に恵まれた村です。</p> <p>わたしたちは、この村に誇りと希望をもって、より明るい活 力のある豊かな村づくりをめざし、村民憲章を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 恵まれた自然を活かし、美しい村をつくります。 － 仕事に誇りと希望をもち、豊かな村をつくります。 － 教育を尊重し、香り高い分化の村をつくります。 － 心のふれあいを大切に、明るい村をつくります。 － 身心をきたえ、健康で、住みよい村をつくります。 			
<p>先進事例</p> <p>あさぎり町</p> <p>町章、町民憲章、町花、町木、町鳥、町歌及びキャッチフレーズについては、新町において新たに定めるものとする。</p> <p>宣言及び表彰については、新町において調整する。ただし、名 誉町村民は新町に引き継ぐものとする。</p> <p>あわら市</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市章は、合併の日までに定める。 2 市の花・木・鳥、市のコミュニケーションマーク及び市民憲章は、新市において検討する。 <p>郡上市</p> <p>市民憲章、市章、市の花、市の木、市の鳥、市旗及び市歌につ いては、新市において調整する。</p> <p>東御市</p> <p>(1) 市章、市民憲章、市花・市木等の取扱いについては、次の とおりとする。</p> <p>新市の市章は、新たに定める。</p> <p>市民憲章、市花・市木等は、新市において新たに定める。</p> <p>(2) 各種行事の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>東部町「巨峰の王国まつり」、北御牧村「火のアートフェス ティバル」についてはそれぞれ継続して開催する。</p> <p>現在両町村で行っているその他の行事については、できる限 り存続し、統合できるものは統合する。</p> <p>久万高原町</p> <p>町章、町民憲章、町の花・木・鳥、歌等については、新町 へ移行後、速やかに調整することとする。</p> <p>宣言については、新町において内容を検討し、新たな宣言 をおこなうこととする。</p> <p>その他必要な慣行の取り扱いについては、新町において調 整することとする。</p> <p>新上五島町</p> <p>町章、町民憲章、町の花、町の木、町歌、町の鳥・魚、町の宣 言等は、合併後、新たに定める。ただし、名誉町民等につい ては、すでに各町において功績を称えるため、その称号を贈つて いることから、新町に引き継ぐ。</p> <p>各種行事等については、新町に引継ぎ、必要に応じて調整する。</p>							

牟礼村	三水村	先進事例
<p>村の花 (平成2年2月8日制定) 桃</p> <p>村の木 (平成2年2月8日制定) やまざくら</p> <p>村の鳥 (平成2年2月8日制定) かっこう</p>	<p>村の花 (昭和63年2月22日制定) りんご</p> <p>村の木 (昭和63年2月22日制定) 松</p>	
<p>キャッチフレーズ 心の豊かさをもとめて 3つの豊かさが奏でる美・土・里のシンフォニー</p> <p>宣言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴走族追放宣言 昭和55年6月27日 ・青少年健全育成推進宣言 昭和57年12月22日 ・シートベルト着用宣言 昭和57年12月22日 ・ヘルメット着用宣言 昭和58年3月17日 ・青色申告の推進と振替納税を推進する村の宣言 昭和59年3月16日 ・非核平和の村宣言 昭和61年12月23日 ・政治倫理確立宣言 平成元年9月27日 ・ゆとり宣言 平成2年6月26日 ・環境宣言 平成4年9月25日 ・暴力追放 平成5年9月27日 ・環境宣言 平成12年3月22日 <p>村の歌 (平成2年11月制定) 飯網の四季</p>	<p>キャッチフレーズ はばたけさみず21</p> <p>宣言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴走族追放宣言 昭和55年6月30日 ・黒星病撲滅宣言 昭和58年6月13日 ・青色申告の推進と振替納税の推進の村宣言 昭和58年12月22日 ・非核平和の村宣言 昭和60年12月21日 ・ゆとり宣言 平成2年6月22日 ・環境宣言 平成4年9月25日 ・人権尊重の村宣言 平成4年12月18日 ・農産物自給向上の村宣言 平成6年3月16日 ・生涯学習の村宣言 平成7年3月9日 	
<p>功労者表彰 (1)目的 牟礼村の自治発展に功績のあったもの及び村内の善行のあったものを表彰することにより、村の自治の振興を促進することを目的とする。 (2)対象者</p>	<p>功労者表彰 (1)目的 経済、文化、社会その他の各般にわたって村政に協力し、又は模範と認められる行為があった者を村長が表彰し、もって村の自治の振興を促進することを目的とする。 (2)表彰</p>	

<p>教育の振興に顕著な功績があったもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育振興のために金員又は物品で100万円以上の寄附をした個人又は200万円以上の寄附をした団体。 ・教育振興に特にすぐれた功績があったもの ・産業の開発振興に顕著な功績があったもの ・産業に20年以上従事し、その開発振興にすぐれた功績があったもの又は産業の開発振興に特にすぐれた功績があったもの <p>保健衛生の改善向上に顕著な功績があったもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健衛生の改善向上に15年以上尽力し、すぐれた功績があったもの ・保健衛生事業に20年以上従事し、すぐれた功績があったもの又は保健衛生の改善向上に特にすぐれた功績があったもの <p>公共土木施設の維持改善に顕著な功績があったもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共土木施設の維持改善に15年以上尽力し、すぐれた功績があったもの ・建設事業に20年以上勤続し、すぐれた功績があったもの又は建設事業に特にすぐれた功績があったもの <p>消防、水防の業務に顕著な功績があったもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団員として20年以上勤続し、すぐれた功績があったもの又は消防若しくは水防に特にすぐれた功績があったもの <p>社会福祉の増進に顕著な功績があったもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事業に15年以上従事し、すぐれた功績があったもの又は社会福祉に特にすぐれた功績があったもの <p>地方自治の振興に顕著な功績があったもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村長として満8年以上その職にあったもの ・議会議員として満12年以上その職にあったもの ・助役又は収入役として満12年以上その職にあったもの ・教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員及び農業委員会委員として満12年以上その職にあったもの ・一般職の職員として満35年以上勤続し、誠実勤勉に職務に精励したもの <ul style="list-style-type: none"> ・村に対して金員又は物品で100万円以上の寄附をした個人又は200万円以上の寄附をした団体 ・上記と同等と認められる功績があるもの ・体育、文化の向上に顕著な功績があったもの ・学術又は芸術に関する発明、改良、創作等を行い、文化の向上にすぐれた功績があったもの又は体育、文化事業に15年以上従事し、すぐれた功績があったもの <p>特にすぐれた善行又は功績があつて表彰することを適当と認めるもの</p> <p>(3) 表彰の方法 表彰状及び記念品を贈呈</p> <p>(4) 表彰の時期</p>	<p>功労表彰 善行表彰</p> <p>(3) 功労表彰対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育の振興に顕著な功績があった者 ・産業の開発振興に顕著な功績があった者 ・保健衛生の改善向上に顕著な功績があった者 ・公共土木施設の維持改善に顕著な功績があった者 ・消防、水防、交通安全の業務に顕著な功績があった者 ・社会福祉の増進に顕著な功績があった者 ・地方自治の振興に顕著な功績があった者 ・体育、文化の向上に顕著な功績があった者 ・特に功労顕著と認められる者 <p>(4) 善行表彰対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村の公益のため金員又は物品の寄付をした個人又は団体 ・一般住民の模範となるような善行をした者 ・特に善行顕著と認められる者 <p>(5) その他 表彰</p> <p>(3) 及び(4)に準ずる功績等があると認められる個人又は団体</p> <p>(6) 表彰の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・功労者表彰及び善行表彰 表彰状及び記念品を贈呈 ・その他 表彰 感謝状を贈呈 <p>(7) 表彰の時期</p> <p>そのつど村長が日を定める。</p> <p>(8) 根拠法令</p> <p>三水村表彰条例(昭和62年12月22日条例第15号)</p>	
---	--	--

<p>毎年1回村長が日を定める。 (5) 根拠法令 牟礼村表彰条例(昭和49年3月22日条例第10号) 牟礼村表彰条例施行規則(昭和49年11月1日規則第19号)</p>		
---	--	--